

第4編 水防計画

第1章 総 則

第1節 計画の概要

1 計画の目的

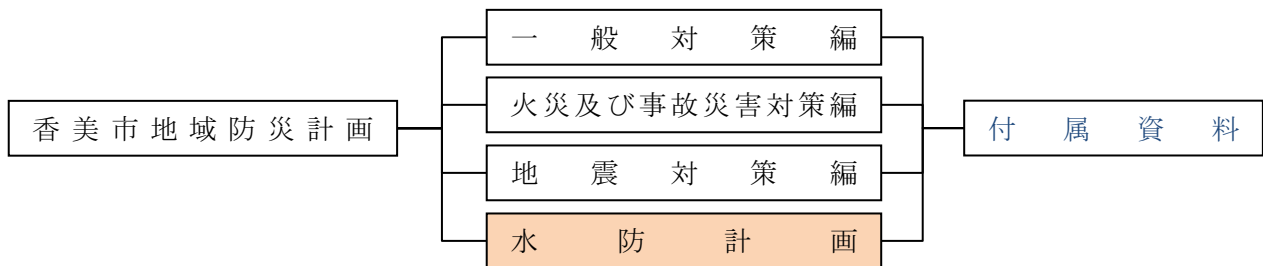
水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、高知県知事から指定された水防管理団体たる香美市（以下「本市」「市」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水をいう。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 計画策定機関

香美市防災会議

3 計画の構成

本計画は、市域において想定される災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し市域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、一般対策編、火災及び事故災害対策編、地震対策編、水防計画及び付属資料によって構成する。



第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

用語	説明
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。 第2章において、「水防管理団体」とは「香美市」のことを意味する。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。 第2章において、「水防管理者」とは「香美市長」のことを意味する。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び水防団）をいう（法第2条第4項）
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定められた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定められた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）

用語	説明
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
高潮氾濫危険水位	法第13条の3に規定されている高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任と義務

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

- ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭ 警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮ 警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑲ 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑳ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ㉑ （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ㉒ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉗ 消防事務との調整（法第50条）
- (3) 国土交通省の責任
- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ② 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ③ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ④ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑥ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
 - ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - ⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）
 - ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑪ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 河川管理者の責任
- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法（昭和39年法律第167号）第22条の2）
 - ② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- (5) 気象庁の責任
- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (6) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
 - ② 水防通信への協力（法第27条）
- (7) 水防協力団体の義務
- ① 決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
 - ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 安全配慮

水防活動は、水防団（消防団）員自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保しなければならない。

水防団（消防団）員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団（消防団）員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団（消防団）員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団（消防団）員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防計画

第1節 水防組織

1 水防本部

(1) 水防本部長

- ア 水防本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。
- イ 本部長は、水防本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

- ア 水防副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長とする。
- イ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 活動組織

第4節の1「水防指令による水防配備及び水防活動」に定めるところによる。

2 水防本部の運営

(1) 水防本部の設置

ア 水防に関係のある警報・注意報等の発表により、水災のおそれがあると認められるときから水災のおそれがなくなると認められるときまで、市は水防本部を設置し、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

イ 香北町及び物部町に水防支部を設置する。

ただし、災害対策支部が設置されたときは、同支部の一部として編入され、その事務を処理する。

(2) 水防本部の設置場所

水防本部（支部を含む。）は、次の場所に置く。

ただし、災害対策本部（支部）の一部として編入されたときは、同本部（支部）の設置場所とする。

水防本部の設置場所

名称	設置場所
水防本部	香美市役所防災対策課内
香北水防支部	香美市役所香北支所内
物部水防支部	香美市役所物部支所内

〔備考〕 災害対策本部が設置された場合は、水防本部は同本部の一部として、水防支部は災害対策支部の一部として、それぞれ編入される。この場合における設置場所は、第1編「一般対策編」第3章第1節の1「災害対策本部の運営」を参照されたい。

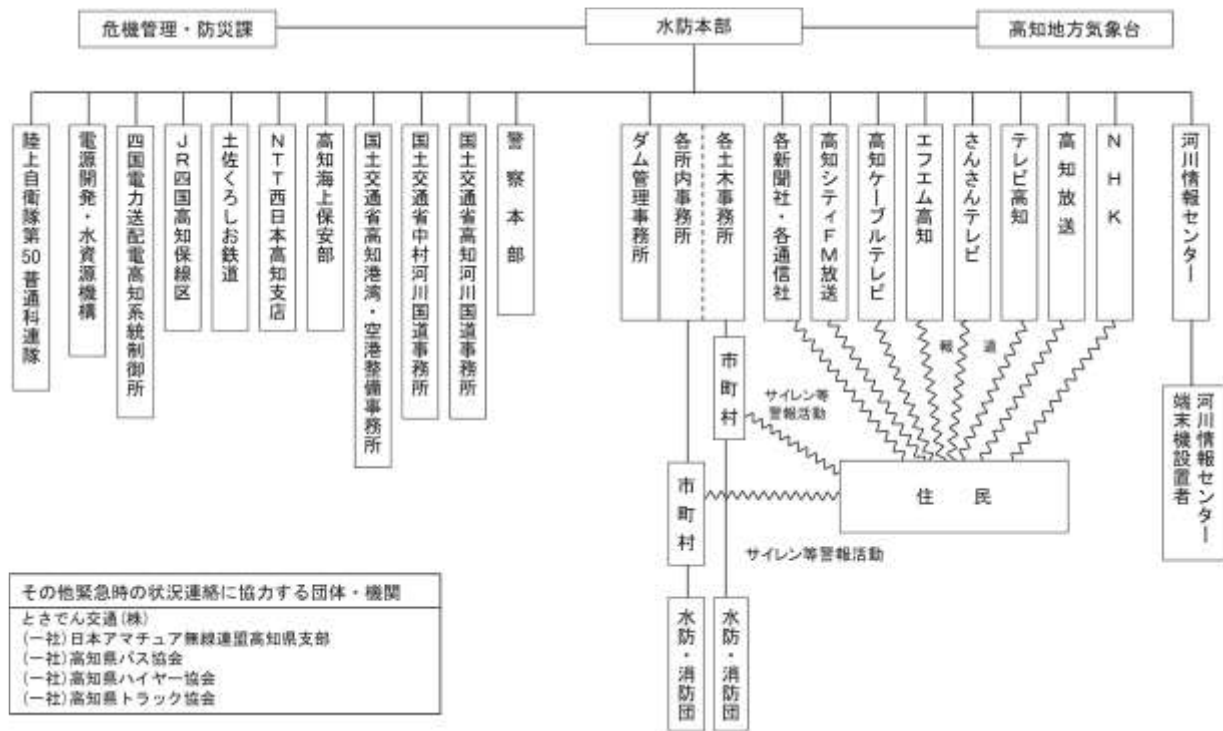
(3) 水防本部の解散

ア 本部長は、市域に水災のおそれが解消し、又は水防活動が完了したと認めたときは、水防本部の解散を決定する。ただし、災害対策本部の一部として編入されたときは、同本部の解散をもって解散するものとする。

イ 活動組織の配備体制の解除については、第4節の8「水防配備の解除」に定めるところによる。

(4) 水防本部の連絡系統

水防本部の連絡系統



第2節 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

高知地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

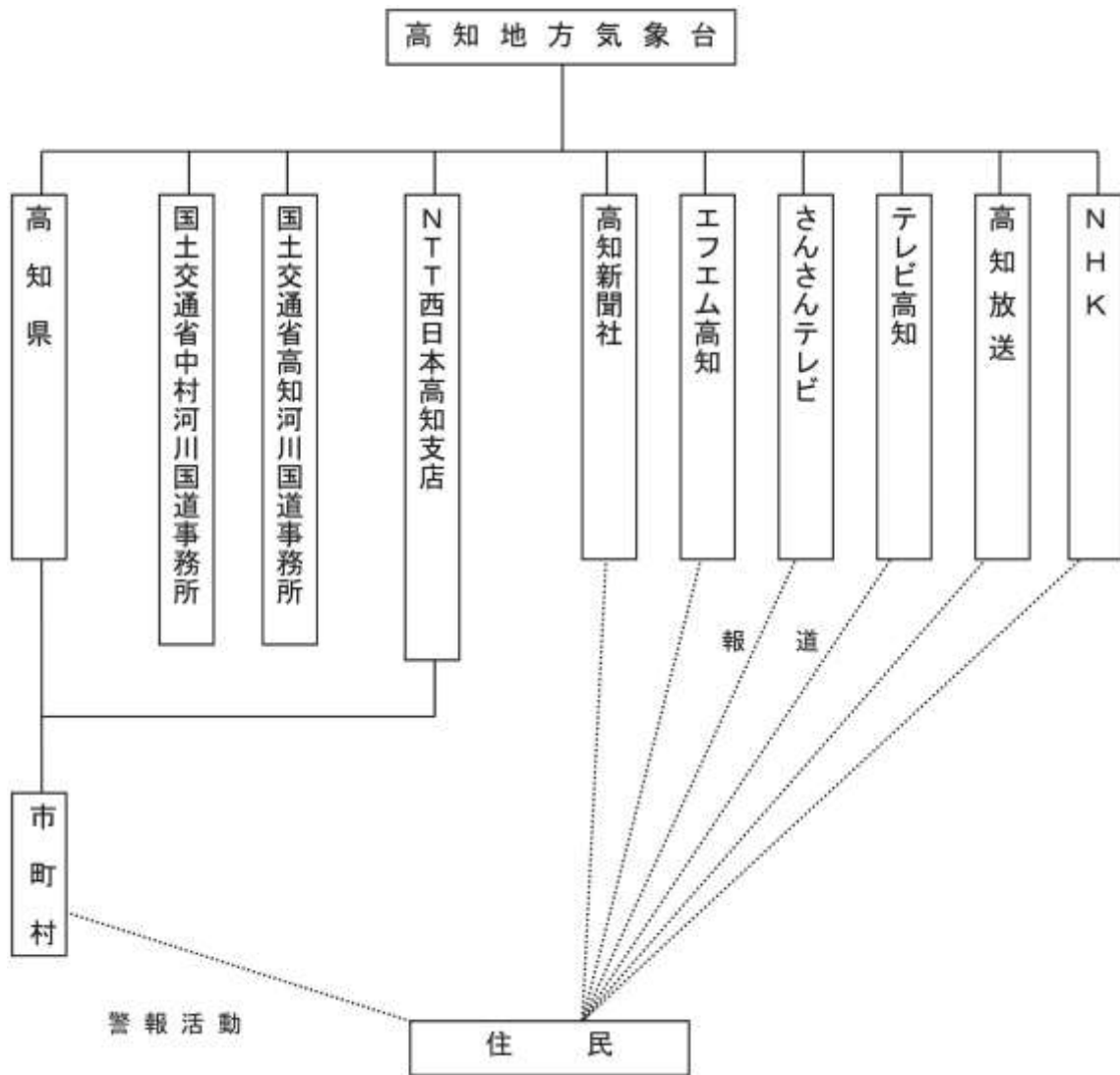
水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

- 〔備考〕
- 1 本市は、津波及び高潮のおそれがない地域であることから、これらに関するものは省略した。
 - 2 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2 警報等の伝達経路及び手段

洪水警報等の連絡系統



第2 洪水予報河川における洪水予報及び水位周知河川における水位到達情報

1 国土交通省からの洪水予報の取り扱い

(1) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	水位観測所(基準地点)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	水位観測所(基準地点)の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	水位観測所(基準地点)の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁長官が共同で行う洪水予報を受けた高知県知事の水防管理者への通知

河川名	予報にかかる事項の通知			連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報担当者)	
物部川	高知県水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香南市防災対策課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX、電子メール

(3) 洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2 地先 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先 } から海まで

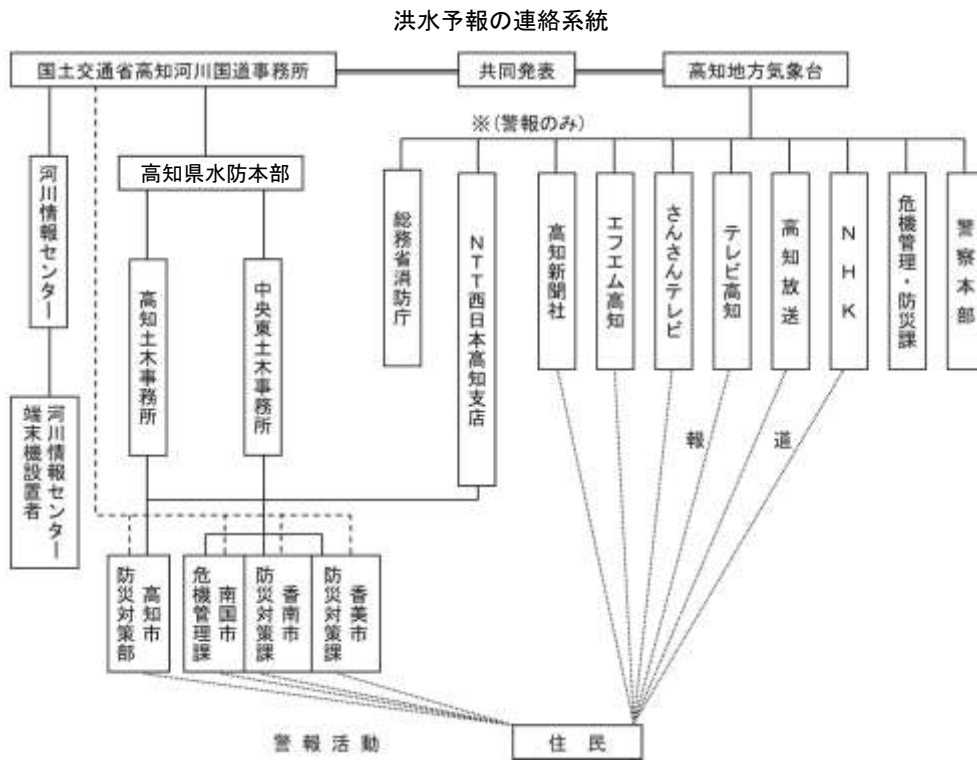
(4) 洪水予報の対象となる基準水位観測所及び諸元

所管	河川名	観測所名	地先名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
国土交通省	物部川	深淵	高知県香南市 野市町深淵	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m
						有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m

(5) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
物部川	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所、高知地方気象台

- (6) 国土交通省が気象庁長官と共同して行う洪水予報を国土交通省から連絡を受けた場合の連絡系統（物部川）



2 高知県知事からの水位到達情報の取り扱い

(1) 水位到達情報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	水位観測所（基準地点）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	水位観測所（基準地点）の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	水位観測所（基準地点）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 高知県知事の洪水浸水想定区域自治体への通知

河川名	水位到達情報の通知			連絡方法
	発報担当者	洪水浸水想定区域 管轄土木事務所	洪水浸水想定区域 自治体	
国分川	高知県水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX、電子メール

(3) 水位到達情報の通知を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)

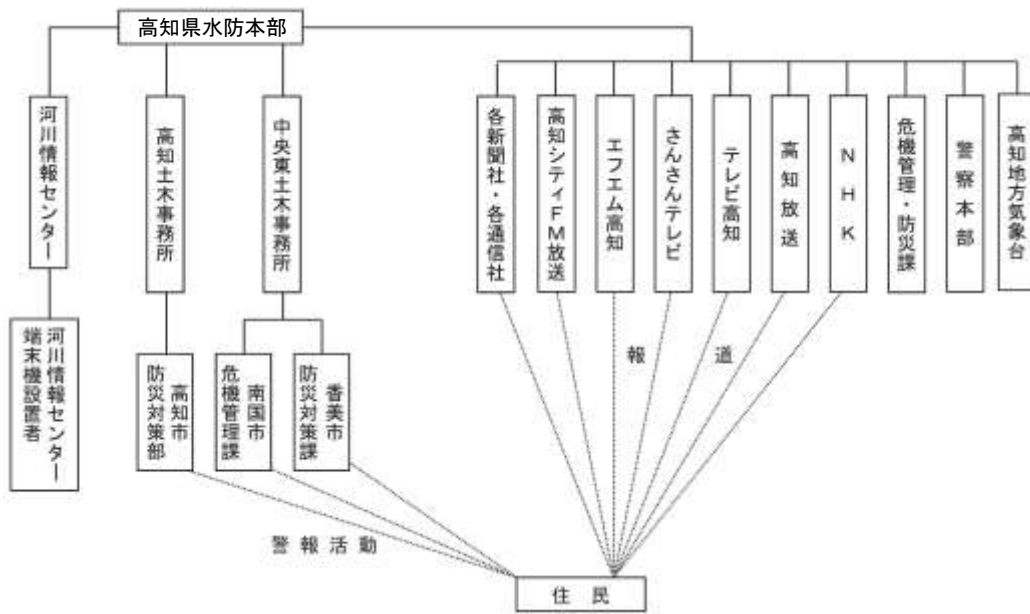
(4) 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び諸元

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
国分川	布師田	高知市七ツ城	河口より5km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m

(5) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
国分川	高知県水防本部

(6) 水位到達情報の連絡系統（国分川）



第3 水防警報

1 国土交通省が行う水防警報

高知県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

(1) 国土交通大臣が行う水防警報の警報事項の通知を受けた高知県知事の水防管理者への通知

河川名	警報にかかる事項の通知			連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
物部川	高知県水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香南市防災対策課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX、電子メール

(2) 国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域

水系名	河川名	区域
物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の2地先 右岸 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先 (合同堰下流) から海(河口)まで

(3) 国土交通大臣が行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準 水位観測所	地先名	位置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
物部川	深淵	香南市野市町深淵	河口より 3.6km	2.80m	3.40m	無堤部区間 3.80m	無堤部区間 4.25m
						有堤部区間 4.10m	有堤部区間 4.55m

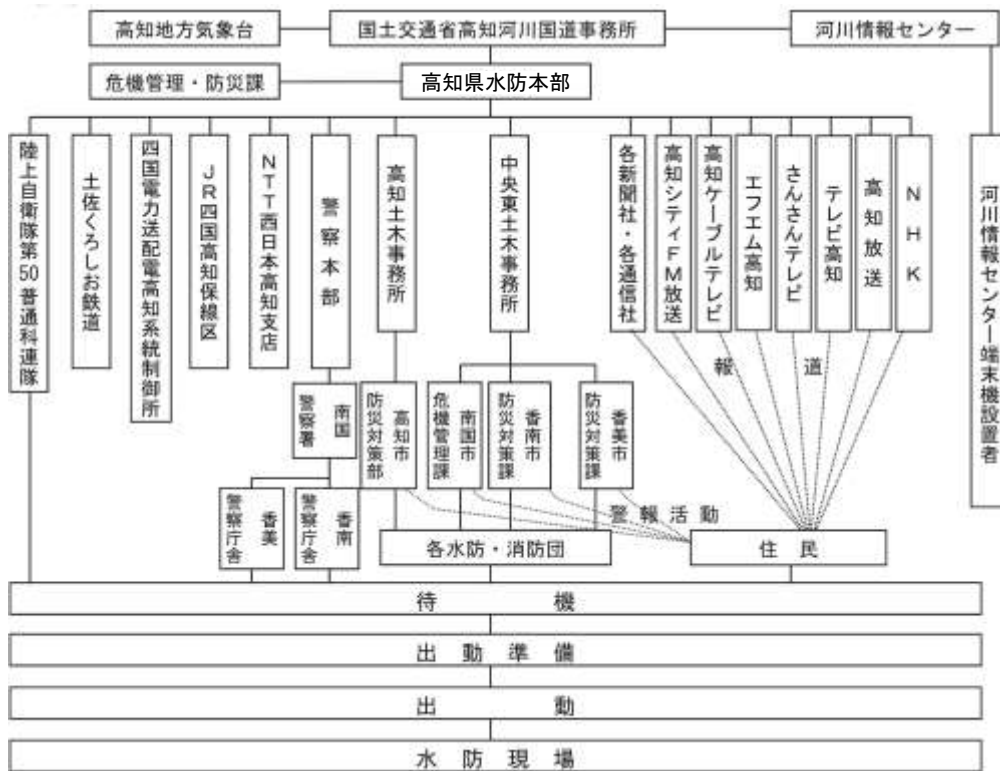
(4) 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留めを行うもの。	氾濫注意水位 3.40m 以上に達すると思われるとき。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動に対するもの。	水防団待機水位 2.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
出動	水防団の出動を通知するもの。	氾濫注意水位 3.40mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業を必要としなくなったとき。
情報	出水状況、河川状況等を適宜提供するもの。	出水状況、河川状況等を適宜提供する。

(5) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
物部川	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所

(6) 国土交通大臣が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関



2 県からの水防警報

(1) 高知県知事が行う水防警報の警報事項の通知

河川名	警報にかかる事項の通知			連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者 (発報担当者)	水防管理団体 (受報関係担当者)	
国分川	高知県水防本部	中央東土木事務所 高知土木事務所	南国市危機管理課 香美市防災対策課 高知市防災対策部	電話、FAX、電子メール

(2) 高知県知事が水防警報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
国分川	国分川 (幹川)	左岸 高知県香美市土佐山田町須江字神ノ坪から高知港まで 右岸 高知県香美市土佐山田町上改田字東土居から高知港まで (上改田橋)

(3) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位観測所	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	備考
国分川	布師田	高知市七ツ城	河口より5km	4.00m	5.30m	5.80m	6.40m	

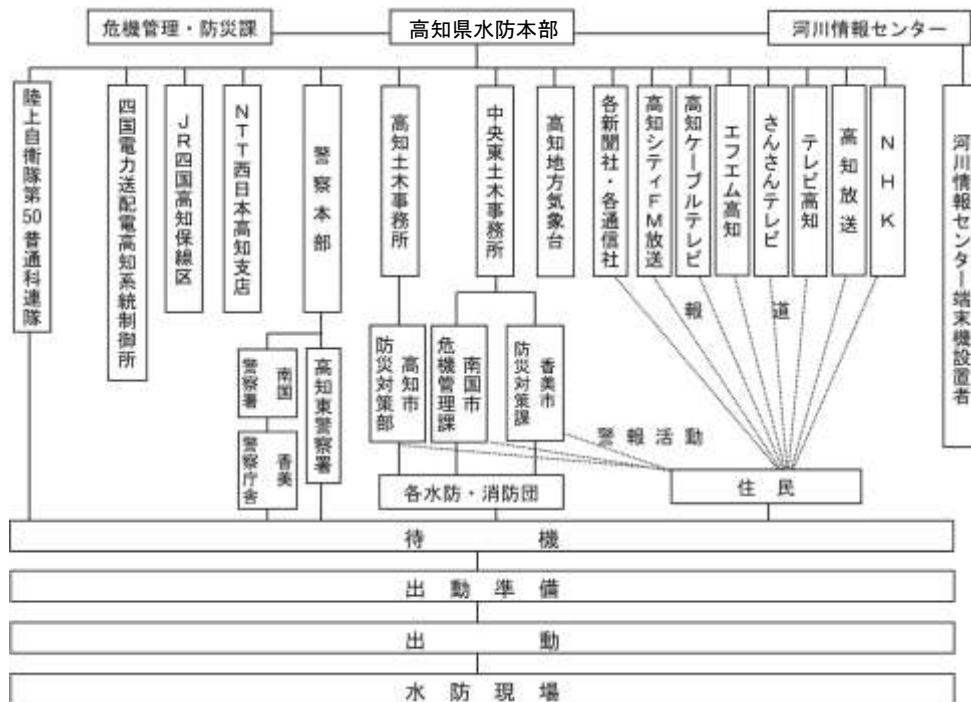
(4) 水防警報の種類・内容と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留めを行うもの。	氾濫注意水位 5.30m 以上に達すると思われるとき。
準備	水防資器材の整備点検、樋門等開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位 4.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
出動	水防団の出動を通知するもの。	氾濫注意水位 5.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業を必要としなくなったとき。
情報	出水状況、河川状況等を適宜提供するもの。	出水状況、河川状況等を適宜提供する。

(5) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
国分川	高知県水防本部

(6) 高知県知事が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関



第3節 水位等の観測及び気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、各種ウェブサイトでパソコン、スマートフォン、携帯電話等から確認する。

第4節 水防活動

1 水防指令による水防配備及び水防活動

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、水防事務を処理するものとする。この場合において、県は、水防指令発令基準によりその状況に応じた水防指令を発令し、市は、これに応じた配備体制を整える。

水防指令号種	発令基準	状況	配備体制	水防活動
第1号	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。	第1次防災体制	○水防本部設置 ○水防常備員の配置 ○水防団待機
		2 大雨警報、洪水警報が高知地方気象台から発表されたとき。	第3次防災体制	
		3 河川に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯26度に達したとき。	第2次防災体制	
		4 高知地方気象台からの発表がなく、土木事務所等管内に局地的な大雨や集中豪雨があった場合、雨量、水位等の状況判断により発令する。	第1次防災体制	
第2号	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がり、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき。	第1次防災体制	○水防団等出動準備 ○警察署の避難誘導警備の準備態勢
第3号	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	河川が氾濫注意水位に達したとき。	第2次防災体制	○水防団等出動
第4号	決壊、溢水等のおそれがあるとき	河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。	第3次防災体制	○水防団等関係機関の出動
第5号	水防の限界を予測し、危険を判断したとき	水防指令第4号の状況ののち、河川における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき。	第4次防災体制 第5次防災体制	○地域全住民(危険区域内住居避難)
解除	氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき	地域全住民に連絡		

- [備考] 1 配備体制は、第1編「一般対策編」第3章第1節「応急活動体制」第3「動員計画」に準ずるものとする。
- 2 「配備体制」欄には、上記1を踏まえた各水防指令号種に対応する配備体制を記載した。

2 巡視及び警戒

(1) 平常時

- ア 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- イ 上記アに係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- ウ 河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- エ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 洪水時

- 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から水防指令が発令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。
- また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防本部及び河川等の管理者に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、下記7「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」に定める措置を講じなければならない。
- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
 - イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
 - ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し水防団（消防団）の水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

- 水防管理者は、次の場合、管下の水防団（消防団）に出動準備をさせるものとする。
- ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
 - イ 豪雨、地震等により、破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
 - ウ 気象予報、洪水予報、水防警報により、洪水、内水等の危険が予想されるとき。

(2) 出動

- 水防管理者は、次の場合、管下の水防団（消防団）を出動させるものとする。
- ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
 - イ 台風が高知県又はその近くを通過するおそれがあるとき。
 - ウ その他気象予報、洪水予報、水防警報により、水防団（消防団）の出動を要すると認めたとき。

(3) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

6 避難のための立退き

(1) 水防管理者（市町村長）が行う場合

ア 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、南国警察署長にその旨を通知するものとする。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県水防本部（県災害対策本部）に速やかに報告するものとする。

ウ 水防管理者は、南国警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

(2) 知事又はその命を受けた職員が行う場合

洪水等により著しい危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、知事又はその命を受けた県職員は、危険地域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。また、住民に対する情報の提供を第一義とし、災害の状況等をラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて、迅速な周知・連絡に努める。

7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは直ちに関係者に通報するものとする。通報を受けた河川管理者により確認を行い、水防上危険が認められる場合、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちにその旨を可能な限りの方法を用いて地域住民に周知するとともに、土木事務所等の長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者並びに関係機関等に通報しなければならない。なお、土木事務所等の長がこの通報を受けたときは、直ちに県水防本部に報告されるとともに、当該河川の水防警報を行う国土交通省高知河川国道事務所長、所轄の警察署長、陸上自衛隊第50普通科連隊その他必要な機関に通報される。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。また、状況によって土木事務所等の協力が必要な場合や自衛隊が派遣された時は、連携を図り、氾濫の解消に努めるものとする。

(3) 地域住民への周知

水防本部は、堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、ラジオ・テレビ又は電話等の放送・通信メディアに協力を求めて、他の水防関係者並びに県内一円の住民に対して周知・連絡する。なお、高知県のホームページの総合防災情報システムのコーナーによっても住民に対し情報の提供がなされる。

8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団の配備体制の解除

水防団及び消防団の配備体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第5節 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

(1) 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援

エ 水防管理団体及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

オ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）

カ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

キ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

ク 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

ケ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

(2) 河川管理者高知県知事の協力事項

河川管理者高知県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援

エ 水防管理団体及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

オ 災害発生時の状況により、河川管理者が行う応急対策及び支援の円滑な実施に資するため必要と認められた場合において、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

カ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

キ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

ク 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

ケ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 相互援助

(1) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、協定に基づき、隣接する市町長又は水防管理者に対して応援を要請するものとする。

(2) 隣接する市町長又は水防管理者から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

(3) 隣接する市町長又は水防管理者は、協力応援等水防事務に関しあらかじめ具体的な協定をして置かなければならない（消防組織法第39条）。

3 水防事務組合の設立

(1) 法第3条の2に基づき、地形の状況により市町村が単独で水防責任を果たすことが著しく困難又は不相当である下記の場合には、関係市町村は洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定めるとともに水防事務組合を設けることとする。

ア A町の堤防が破堤した場合B村まで被害が及ぶ場合

イ A町、B村いずれかの堤防が破堤した場合には、A町、B村がそれぞれに被害を受ける場合

ウ A町の堤防が破堤した場合背後のC市まで被害が及ぶ場合

(2) 水防事務組合の設立基準は次のとおりである。

ア 原則として関係市町村に被害の共通性があること

イ 関係市町村が共同して水防を行うことができる合理的な範囲にすること

4 警察官の援助要求

水防管理者は、警察の援助についてあらかじめ次の事項を協定しておき、水防のため必要があるときは、協定に基づき警察署長に対して警察官又は警察吏員の援助を要請することができるものとする。

ア 要請の目的

イ 集合の場所、日時

ウ 任務指導区分

エ 応援者の休養宿泊

オ 経費の分担区分

5 消防機関の相互の援助協力

隣接市町の水防に関する消防機関の相互の援助協力に関して、水防管理者は、あらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたとき隣接する市町長又は水防管理者に対して応援を要請するものとする。なお、消防機関の応援を要請した場合は、県土木事務所を経由し、県水防本部へその旨報告する。

ア 応援要請の要領に関すること

イ 応援隊の編成集合に関すること

ウ 応援する資材の品目数量及びこれの輸送の方法に関すること

エ 経費の負担区分に関すること

オ 応援隊の任務分担、輸送、休養（宿泊）等に関すること

カ その他必要事項

6 自衛隊の派遣要請

(1) 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2により、高知県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。なお、派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

(2) 高知県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に要請をする旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

7 国との連携

(1) 水防連絡会

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が開催する仁淀川・物部川・高知海岸水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報等の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な情報について情報収集を行うものとする。

(2) ホットライン

河川の水位状況や気象状況について、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所や高知地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

8 企業との連携

(1) 出水時の水防活動等の委任、資器材の提供等に関し、企業との連携を図るため、あらかじめ協定を締結するものとする。

(2) 水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防活動委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

9 住民、自主防災組織等との連携

水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第6節 水防費用と公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する経費は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

ア 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用(イ) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用

(ウ) 車両その他の運搬用機器の使用(エ) 排水用機器の使用

(オ) 工作物その他の障害物の処分

イ 水防管理者から委任を受けた者は上記アの(ウ)を除く権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者の委任を受けた者には、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第5節の8の(2)に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

(4) 損失補償

公費負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第7節 水防報告等

洪水等により水防活動を実施したときは、遅滞なく、高知県水防計画書に定める様式により県土木部長あてに報告するとともに、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行うこととする。

第8節 水防用資材の整備

1 水防用資材の備蓄

水防倉庫には、次表に掲げるような水防資材を備蓄しておく。

品名	
大型土のう	鍬（くわ）
土のう	鶴嘴（つるはし）
縄・ロープ類	鋤簾（じょれん）
むしろ	鎌（かま）
ビニールシート	鋸（のこ）
杉丸太 小口 10 cm 5 m	柄鎌・鉈
杉丸太 小口 10 cm 4 m	斧（おの）
杉丸太 小口 10 cm 2 m	鳶口（とびぐち）
杉丸太 小口 6 cm	掛矢・ハンマー類
鉄杭 鉄筋	胴突き たこ槌
番線（＃8～12）	しょうれん 梃子棒
板類	ペンチ 番線カッター
大型照明灯	荷車・一輪車
懐中電灯	にない棒
はしご	救命胴衣
バケツ	発動発電機
スコップ	チェーンソー

2 水防資材の調達

水防管理者は、自ら保有し、又は直接調達できる水防資材を使用し水防活動を行うが、なお不足する場合は、当該地域の業者等より調達する。

第9節 水防訓練

1 水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう計画し、できるだけ一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

なお、水防訓練の実施に当たっては、県の水防担当職員の指導を受けるように努めるものとする。

- (1) 観測（水位、雨量、風速）
- (2) 通報（消防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、器材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 樋門（角落としの操作）
- (6) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

2 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係機関との連合あるいは合同で実施する。